学籍番号：

論　　　文　　　題　　　目

[Thesis Title in English]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学院 | 商学 ・ 経営管理 | 研究科 |
| 修士課程 |  | 専攻 |
| 氏名： |  |

学籍番号：

論　　　文　　　題　　　目

[Thesis Title in English]

（要　　旨）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学院 | 商学 ・ 経営管理 | 研究科 |
| 修士課程 |  | 専攻 |
| 氏名： |  |

|  |
| --- |
| (事務室控) |
| 受領日　　　　　　　　　　　　　 |
| 論　文　受　領　書 (学位申請時) |
| 種　　　　　別： | 修士修了 (博士進学) 論文 |
| 論　文　題　目 (日本語)： |  |
| 論　文　題　目 (英　語)： |  |
| 学　籍　番　号： |  |
| 氏　　　　　名： |  |
| 住　　　　　所：(連絡先) | ℡ |
| 指　導　教　員： |  |
| 冊　　　　　数： | 簡易製本　2冊 |
| 題目届提出以降、題目の変更が　(　ある　・　ない ) |
|  | 割 |  |
|  | 印 |  |
| (本 人 控) |
| 受領日　　　　　　　　　　　 |
| 論　文　受　領　書 (学位申請時) |
| 種　　　　　別： | 修士修了 (博士進学) 論文 |
| 論　文　題　目 (日本語)： |  |
| 論　文　題　目 (英　語)： |  |
| 学　籍　番　号： |  |
| 氏　　　　　名： |  |
| 冊　　　　　数： | 簡易製本　2冊 |
| 題目届提出以降、題目の変更が　(　ある　・　ない ) |

Ⅲ進学試験受験者用

|  |
| --- |
| 受　験　番　号 |
| ※記入しないこと  |

　　　　 年　　 月 日

 一橋大学長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 志願者氏名 | ： | 印 |
| 所属研究科 | ： | 商学 ・ 経営管理 研究科 |
| 専攻 | ： | 専攻 |
| 修士課程指導教員署名 | ： | 印 |

一橋大学大学院博士後期課程進学願

　一橋大学大学院博士後期課程に進学を希望いたしますので、御許可くださるようお願いいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 進学後の研究題目： |  |
| 進学後の希望指導教員： |  |

　　　　年度一橋大学大学院経営管理研究科入学試験志願者

研　　究　　計　　画　　書

(博士後期課程 (進学) )

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 志 願 者 氏 名 |   | 受　験　番　号 |
| ※記入しないこと |
| 指導(希望)教員名(必ず記入のこと) | (進学願の希望指導教員欄と同一のこと)   |
| 専攻(予定)講座名 | [ ] 経　　営 | [ ] イノベーション | [ ] マーケティング | [ ] 産業文化 |
| [ ] 会　　計 | [ ] 金　　融 | [ ] 経営基礎科学 |  |
| 研　究　題　目 | (進学願の研究題目欄と同一のこと)   |

・ この様式を表紙に用い、合計3,000字程度で3部作成してください。

・ 必ず、ステープラー等で左側上下2箇所を綴じてください。

大学院商学研究科・経営管理研究科　学位論文の研究倫理規範に係る誓約書

一橋大学大学院経営管理研究科長　殿

　私は、以下の修士論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」を遵守したことを誓約します。

論文題目(日本語)：

論文題目（英 語）：

　　20　　年　　　月　　　日（論文提出日）

学位申請者（自署）：

一橋大学における研究活動に係る行動規範

平成19年７月４日制定

国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）は、既に一橋大学研究教育憲章を定め、本学における研究活動はそれを基本として行ってきた。

しかしながら、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、本学はこのたび、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

１．研究者はじめ本学構成員は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。

２．研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

３．研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

４．研究者は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。

５．研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

６．本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。